

# 学校法人国際大学コンプライアンス規程

制定 平成22年 4月 1日

改正 2017年 3月29日

改正 2025年 4月 1日

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人国際大学（以下「法人」という。）のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、法人の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)コンプライアンス：役職員が、確固たる倫理観に基づく組織風土を高め適正かつ公正に法人の業務を遂行するため、法令等を遵守することをいう。
- (2)コンプライアンス違反：法令等を遵守していないまたは遵守しないおそれのある行動または事実をいう。
- (3)法令等：公益通報者保護法及び法人の業務にかかわる法令、法人の規則・規程及びその他これに準ずるもの並びに法人の業務に対して社会的に要請される倫理及び行動規範をいう。
- (4)役職員：法人の役員及び職員（雇用関係にある者及び派遣契約その他の契約に基づき法人の業務に従事する者及び通報の日前1年以内に職員であった者を含む。）をいう。
- (5)公益通報：役職員が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、役職員についてコンプライアンス違反を、通報窓口に通報し、または相談することをいう。

## (役職員の責務)

第3条 役職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

2 役職員は、法人の業務及び職務の執行に関し、コンプライアンス違反を行ってはならない。

## (コンプライアンス最高管理責任者)

第4条 法人のコンプライアンス推進の最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）は、理事長とする。

2 最高管理責任者は、法人における公益通報の管理に関し統括し、本院全体の公益通報の

管理体制の整備及び充実を図るものとする。

(コンプライアンス統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、コンプライアンスの推進に関する業務を統括するため、コンプライアンス統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事長が理事の中から指名する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 法人及びその設置する大学にコンプライアンス推進責任者を（以下「推進責任者」という。）を置き、学長及び部局長を以てあてる。

2 推進責任者は、その所掌する部局におけるコンプライアンスの推進に関する業務を統括するものとする。

(防止措置)

第7条 最高管理責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、構成員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の職責を遂行するため、統括管理責任者及び推進責任者に対し必要な指示を行うものとする。

(内部監査)

第8条 最高管理責任者は、必要に応じ、全学園又は特定部局のコンプライアンスに関し、内部監査を実施することがある。

2 内部監査は、内部監査室において実施するものとする。

(別に定めのあるコンプライアンスとの関係)

第9条 コンプライアンスのうち、ハラスメントの防止、個人情報の保護、公的研究費の適正管理、研究不正の防止等に関して、法人の規程にその対応が定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

(通報窓口)

第10条 法人における公益通報及び公益通報に関する相談に応じるため、内部監査室に通報窓口を置く。

2 前項に定める通報窓口の他、外部の機関に通報を受け付ける窓口を設置することができるものとし、必要な事項は別に定める。

3 法人は、内部監査室の職員をもって、第1項に定める公益通報の受付の他、通報対応業務に従事する従事者とする。従事者は、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達されるものでもある。

4 理事長は、必要が生じた都度、内部監査室以外の職員を従事者として定めることができる。この場合において理事長は、従事者となる者に対して、書面または電子メール等により、従事者の地位に就くことを示すものとする。

5 従事者は、通報対応業務に関して知り得た事項であって、通報者を特定させるものについて、守秘義務を負うこと等を確認の上、通報対応業務を行うものとする。

6 通報対象事実の実施主体である者（被通報者）その他通報事案に密接に関係し、又は関係していたことが明らかになった者は、通報対応業務に従事させないものとする。

#### （公益通報対応業務責任者）

第11条 従事者のうち内部監査室長を通報対応業務の責任者（以下「責任者」という。）とする。ただし、内部監査室長が被通報事実の密接な関係者であることが明らかになった場合、理事長は、当該事案について別の者を責任者として指名するものとする。

2 責任者は、従事者を監督し、通報対応業務を統括する。

#### （公益通報の方法）

第12条 法人への通報は、電子メール、電話、ファクシミリ、書面または面談の方法によって行うことができる。

2 通報者は通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

#### （通報の受付及び報告）

第13条 通報窓口において、公益通報を受けつけた従事者は、直ちにその旨を責任者に報告しなければならない。

2 責任者は、理事長及び監事にその内容（通報者の同意がない場合は当該本人を特定する情報を除く。）を報告するものとする。

#### （範囲外共有の防止）

第14条 通報者の氏名その他の通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、従事者間でのみ共有するものとする。

2 通報事実の調査により得られた情報（前項の情報を除く）は、従事者、内部監査室、是正措置の検討に関与する役職員のほか、必要に応じ権限を有する行政機関に限り共有するものとする。

#### （調査の開始・通知）

第15条 従事者は、通報されたコンプライアンス違反に関する事実関係についての調査の実施の有無の必要を検討し、解決済みや明らかに必要がない場合等の正当な理由がある場合を除き、当該通報対応業務の調査を行う。

2 理事長は、調査にあたって高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家の意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。

3 従事者は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による公益通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

#### (調査の実施)

第16条 従事者は、通報された違反について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

2 従事者は、調査対象者に対し、関係資料の提出及び事実関係の説明を求めることができる。

3 調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 責任者は、調査の実施のために必要と認められる場合は、理事長の許可を得て、自らが理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

#### (遵守事項)

第17条 従事者その他調査にかかわる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 調査対象者及び第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 公益通報等を行った役職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

(5) 職務上知り得た事実を、正当な理由なく他に漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。

2 法人は、前項の規定に違反した者に対し、法人の就業規則及び関連規程等に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

#### (是正措置・通知等)

第18条 責任者は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長及び監事に報告しなければならない。

2 理事長は、コンプライアンス違反の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じるとともに理事会に報告しなければならない。

3 責任者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による公益通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

4 責任者は、前項に規定する通知をするときは、当該通報に係る被通報者又は調査に協力した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

5 理事長は、必要と認めるときは、調査及び是正措置等の内容について、関係行政機関に対し報告を行うものとする。

(通報者の保護)

第19条 法人は、通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって通報を行った場合は、この限りではない。

2 法人は、通報者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

3 法人の役職員は、他の者が通報したことを理由として、当該通報者に対し不利益な取扱いや嫌がらせを行ってはならない。

4 法人は、通報を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な処理を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第20条 本法人は、コンプライアンス違反が明らかになった場合は、当該違反に関与した者に対し、本法人の就業規則及び関連規程等に基づき、懲戒処分等を行う。

(軽減措置)

第21条 コンプライアンス違反に関与していた者が、内部監査室がその調査を開始する前に、自ら通報、申告を行った場合は、当該者の処分を免除し、またはその程度を軽減することがある。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第22条 本学の役職員以外の者からの通報については、本規程に準じて取り扱うものとする。

(実施規程)

第23条 公益通報者保護法及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年3月29日から施行する。

(公益通報者保護法に準拠した規程名称変更及び通報対象事実の明確化等による改正)

#### 附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

(内部統制システムの整備に係る改正及び学校法人国際大学公益通報者の保護に関する規程から学校法人国際大学コンプライアンス規程への改称)